7　改正法附則第百二十八条第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七十条の四の二第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第七十条の六の二第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定に基づく旧令第四十条の六の二第一項及び第四十条の七の二第一項の規定は、なおその効力を有する。

8　附則第一条第十四号に定める日から平成二十六年十二月三十一日までの間における新令第四十条の八の二の規定の適用については、同条第二十項中「第十三項」とあるのは、「第十四項」とする。

9　附則第一条第十四号に定める日から平成二十六年十二月三十一日までの間における新令第四十条の八の五の規定の適用については、同条第一項中「第七十条の二の三及び第七十条の二の四」とあるのは、「第七十条の二の三」とする。

10　新令第四十条の十第二項及び第四十条の十一第二項の規定は、附則第一条第十四号に定める日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

11　改正法附則第百二十八条第二十項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七十条の十二第三項の規定に基づく旧令第四十条の十一の二の規定は、なおその効力を有する。

（非製品ガスに係る石油石炭税の還付の申請等に関する経過措置）

第三十六条　施行日から平成二十八年三月三十一日までの間における新令第五十条の二の二第六項の規定の適用については、同項中「法第九十条の三の二第一号」とあるのは、「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第四十三条第三項第一号」とする。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部改正）

第三十七条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第六十八条の十五の六」を「第六十八条の十五の七」に改める。

第二条第二号中「第四十二条の六（第五項」を「第四十二条の六（第十二項」に改め、「第四項を除く。）」の下に「、第四十二条の十（第五項を除く。）」を、「第四十二条の十二の四」の下に「、第四十二条の十二の五」を加え、同条第三号中「第五十五条の五」を「第五十五条の二（第二項、第七項及び第九項を除く。）、第五十五条の三（第三項から第六項までを除く。）、第五十五条の五」に、「及び第九項」を「及び第十項」に改め、同条第七号中「第四項」を「第五項」に改め、同条第十三号中「第六十八条の十一（第五項」を「第六十八条の十一（第十二項」に改め、「第四項を除く。）」の下に「、第六十八条の十四（第五項を除く。）」を、「第六十八条の十五の五」の下に「、第六十八条の十五の六」を加え、「第六十八条の二十」を「第六十八条の十九」に改め、同条第十四号中「第六十八条の四十四」を「第六十八条の四十三の二（第二項、第八項及び第十項を除く。）、第六十八条の四十三の三（第三項及び第四項を除く。）、第六十八条の四十四」に、「第六十八条の五十四（第三項から第五項」を「第六十八条の五十四（第二項から第四項」に改め、同条第十八号中「第四項」を「第五項」に改め、同条第二十三号及び第二十四号中「第五項を除く」を「第三項に係る部分に限る」に改め、同条第二十五号を次のように改める。

二十五　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条の規定による改正前の租税特別措置法第四十四条及び第六十八条の二十の規定

（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第三十八条　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十九条第三項の表第十八項の項中

法第六十八条の四十五第一項	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項

を

第三十二条の二第十四項から第十六項まで	租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）による改正前の租税特別措置法施行令（以下この項において「旧令」という。）第三十二条の二第十四項から第十六項まで
法第六十八条の四十五第一項	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項
第三十二条の二第十六項	旧令第三十二条の二第十四項
資源特定債権（以下この項	資源特定債権（第一号及び第二号

に改める。

改正する政令第一条の規定	租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この項において「旧令」という。）第三十二条の二第十四項から第十六項まで
三十二条の二第十四項から第十六項まで	
第一項	第三十二条の二第十四項
	資源特定債権（第一号及び第二号

に改める。

（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第三十九条　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三条第一項の表法第六十八条の四十五第一項の項の前に次のように加える。

第三十二条の二第十四項から第十六項まで	租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この項において「旧令」という。）第三十二条の二第十四項から第十六項まで

附則第二十三条第一項の表法第六十八条の四十五第一項の項の次に次のように加える。

第三十二条の二第十六項	旧令第三十二条の二第十四項
資源特定債権（以下この項	資源特定債権（第一号及び第二号

（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第四十条　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条の表第四項の項中「。以下この項において「平成二十五年改正法」という。」を削り、「平成二十五年改正法第八条の規定による改正前」を「同法第八条の規定による改正前」に、「平成二十五年改正法第八条の規定による改正後」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条の規定による改正後」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十四号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）第一条の規定」に改め、同表第四項第一号の項から第五項の項までを次のように改める。